

入国管理今昔
～理系のエンジニア、文系のエンジニア～

平成26年5月10日
行政書士 林 幹

前号では、平成26年3月11日、第186回国会に提出された入管法改正案において、現行の在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」とか一本化されること、すなわち、業務に要する知識等の区分（理系か文系か）に基づく、「技術」と「人文知識・国際業務」の振り分けが廃止され、「技術」と「人文知識・国際業務」を包括した在留資格である「技術、人文知識・国際業務」が新設されることを紹介した。

【現行法】

業務に要する知識が「理系」分野⇒在留資格「技術」に該当

業務に要する知識が「文系」分野⇒在留資格「人文知識・国際業務」に該当

【改正法】

業務に要する知識が「理系」分野でも「文系」分野でも

⇒在留資格「技術・人文知識・国際業務」（新設）に該当

実務上、申請人の活動がどの在留資格に該当するか検討する際に、申請人が行おうとする業務に必要とされる知識が「理系」分野か「文系」分野かを迷うことがある。業務に必要とされる知識が「理系」分野なら、在留資格は「技術」となり、上陸許可基準上、申請人は大学、専修学校の専門課程、実務経験等で「理系」分野の知識を修得していることが必要とされる。これに対して、業務に必要とされる知識が「文系」分野なら、在留資格は「人文知識・国際業務」とされ、上陸許可基準上、申請人は大学等で「文系」分野の知識を修得していることが必要とされる。通常、申請人は、大学等で「理系」分野、「文系」分野のいずれかの知識のみを修得しているので、「文系」分野のみを大学で専攻した申請人の場合であれば、行おうとする業務に必要とされる知識が「理系」分野ということになると、その業務に従事する活動が在留資格「技術」の該当性を

有していても、上陸許可基準の適合性を有しないことになる。

この点、「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化が実現し、在留資格「技術・人文知識・国際業務」が新設されれば、申請人が行おうとする業務に必要とされる知識が「理系」分野か「文系」分野かを決定する必要性はなくなる。業務に必要とされる知識が「理系」分野であれ「文系」分野であれ、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当するからである。学問領域によっては、「理系」「文系」と截然と決定することができない分野も少なくなく、その意味で今回の改正はそのような実情に合致したものである。

今後とも、業務に必要とされる知識を申請人が大学等で修得していることが上陸許可基準上の要件として存続すると思われるが、業務に必要とされる知識が「理系」分野か「文系」分野かの判断が柔軟になり、その結果、申請人が大学等で修得している知識が「理系」分野か「文系」分野かの判断も柔軟になるかもしれない。

【現行法】

業務に必要とされる知識が「理系」分野→申請人が大学等で「理系」分野の知識を修得していることが必要

業務に必要とされる知識が「文系」分野→申請人が大学等で「文系」分野の知識を修得していることが必要

【改正法】

業務に必要とされる知識→申請人が大学等で修得していることが必要
(業務と修得知識との関連性)

ここで、業務に要する知識が「理系」分野か「文系」分野かを迷う事例の分析を通じて、在留資格の検討を行う際のルールを正確に把握したい。

【事例】

人文科学の分野の科目を専攻して大学を卒業し、人文科学の分野に属する知識を必要とするコンピュータソフトウェア開発などの業務に従事する場合（例えば、会計学等の人文科学の分野に属する知識を有する者が、主に、当該知識に基づいて会計処理プログラムの開発に携わる場合）

まず、在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」が想定している活動とは何かを今一度確認しておきたい（在留資格該当性レベル）。

「技術」

↓

「理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動」

「人文知識・国際業務」

↓

「法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動」（国際業務を除く）

ここで重要なのは、理系の仕事なら「技術」、文系の仕事なら「人文知識・国際業務」というように、一般的なイメージで両者の振り分けがなされているのではなく、申請人の“活動”はどのような知識を必要とする業務なのかという観点から、両者の振り分けがなされていることである。在留資格は、たとえば申請人がエンジニアか通訳者かという「者」に着目して付与されるものではなく、あくまでも「者」の「活動」に対して与えられるものである。その意味で、エンジニアなら「技術」、通訳者なら「人文知識・国際業務」という発想は完全な誤りであるが、そのような発想の実務家も少なくない。

コンピュータソフトウェア開発は、一般的なイメージからすると理系の仕事であり、「技術」ということになりそうである。しかし、そのように考えるので

はなく、あくまでも申請に係るコンピュータソフトウェア開発が「理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務」といえるなら在留資格「技術」、会計学等の人文科学の分野に属する知識を有する者が、主に、当該知識に基づいて会計処理プログラムの開発に携わる場合など、「自然科学の分野に属する技術又は知識」以上に、「人文科学の分野に属する知識」が必要とされるものであるなら在留資格「人文知識・国際業務」に該当する、と考えなければならない。

コンピュータソフトウェア開発

自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務→「技術」

人文科学の分野に属する知識を必要とする業務→「人文知識・国際業務」

前述のとおり、新設される在留資格「技術・人文知識・国際業務」の下においては、業務に要する知識が「理系」分野に属する知識か、「文系」分野に属する知識かの区別は不要となる。しかし、引き続き、上陸許可基準上、業務に必要な知識を大学、専修学校の専攻課程、10年以上の実務経験等によって修得していることが求められるとすると、従事しようとする業務が、申請人が大学等で修得した知識を必要とするものであるか否か（業務と修得知識との関連性）の吟味は今後も重要である。

以上

参考)

「人文知識・国際業務」に係る入国在留審査要領（平成22年7月25日時点）
「人文科学の分野の科目を専攻して大学を卒業し、人文科学の分野に属する知識を必要とするコンピュータソフトウェア開発などの業務に従事する場合は、『技術』の在留資格ではなく、『人文知識・国際業務』の在留資格に該当する。」